

○独立行政法人国際交流基金役員給与規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第3号

改正 平成15年12月1日平成15年度規程第97号 平成18年12月1日平成18年度規程第24号  
平成18年10月1日平成18年度規程第19号 平成21年6月1日平成21年度規程第16号  
平成20年7月23日平成20年度規程第18号 平成22年5月31日平成22年度規程第12号  
平成21年12月1日平成21年度規程第38号 平成24年4月2日平成24年度規程第1号  
平成22年12月1日平成22年度規程第38号 平成27年4月16日平成27年度規程第7号  
平成25年7月30日平成25年度規程第16号 平成27年7月15日平成27年度規程第21号  
平成27年4月16日平成27年度規程第8号 平成30年7月18日平成30年度規程第8号  
平成28年3月8日平成27年度規程第63号 令和5年12月13日令和5年度規程第23号  
平成17年11月30日平成17年度規程第26号 令和7年1月30日令和6年度規程第13号

(総則)

第1条 独立行政法人国際交流基金の役員（以下「役員」という。）の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤役員については、本給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(本給)

第3条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。

理事長 981,000円

理事 799,000円

2 前項の規定による本給月額は、外務大臣が行う基金の業務実績に対する評価の結果等を勘案のうえ、その者の職務実績等に応じて理事長が決定する評価に基づき、これを変更することができる。

(特別調整手当)

第4条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて常勤役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額は、東京都特別区に在勤する常勤役員にあっては、本給に100分の20を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(給与支給日及び給与の支給方法)

第6条 役員の給与(通勤手当及び特別手当を除く。)は、その月の1日から末日までの分を1か月とし、その月の20日に支給する。

- 2 非常勤監事の給与は、基金の業務に従事した日を対象とし、翌月の20日に支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、別の取扱いによることができる。
- 4 前3項に掲げる給与の支給日が銀行業務の行われない日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い銀行営業日とする。
- 5 給与は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除し、その残額を、通貨をもって、原則として直接本人に支給する。

(日割計算)

第7条 月の途中において異動を生じたときの役員のその当月分の給与(特別手当及び通勤手当を除く。)については、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額を支給する。

(特別手当)

第8条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

- 2 期末手当の支給については、次に定めるところによる。

(1) 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対してそれぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が銀行業務の行われない日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い銀行営業日。以下これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

(2) 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額(以下本条において「基礎額」という。)に、一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける者の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

基準日以前6か月以内の在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

(3) 基準日以前6か月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

(4) 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第1号の規定にかかわらず、期末手当を支給しない。

3 勤勉手当の支給については、次に定めるところによる。

(1) 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対して、基準日以前における外務大臣が行う基金の業務実績に対する評価の結果及びその者の職務実績等（以下「業績評価結果等」という。）並びに基準日以前6か月以内の期間における在職期間に応じて支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

(2) 勤勉手当の額は、基礎額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその役員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に、前号に定める業績評価結果等に基づき、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、役員に支給する勤勉手当の額の総額は、基礎額に一般職給与法第19条の7第2項第1号ロに定める支給割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

基準日以前6か月以内の在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40

2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

(3) 前項第3号及び第4号の規定は、第1号の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前項第4号中「第1号」とあるのは「次項第1号」と、同号中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(特別手当の支給制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項第1号及び第3項第1号の規定にかかわらず当該各号の基準日に係る特別手当（第2号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

(1) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(2) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(特別手当の支給の一時差し止め)

第10条 理事長又はその委任を受けた者は、支給日に特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し特別手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、特別手当に関する制

度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第11条 削除

(非常勤役員の給与)

第12条 第2条に定める非常勤役員手当の額は次のとおりとする。

非常勤理事 月額 320,200円

非常勤監事 日額 36,000円

(細則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(準用)

第14条 この規程に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項については、国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成15年10月1日に解散の登記をした国際交流基金（以下「旧法人」という。）の役員であって、引き続いて、この規定の適用を受ける役員となった者に係る第8条第2項に規定する基準日以前6か月以内の期間におけるその役員の在職期間の計算については、旧法人の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

附 則（平成15年12月1日平成15年度規程第97号）

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。  
（平成15年12月に支給する特別手当に関する特例措置）
- 2 平成15年12月に支給する特別手当の額は、この規程による改正後の規程第8条第2項の規定にかかわらず、改正後の規定に基づき算出した特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成15年6月1日に国際交流基金（以下「旧法人」という。）の役員であって、国際交流基金役員給与規程（以下「旧法人の役員給与規程」という。）に基づき同月に特別手当を支給された役員以外の役員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日（特別手当について改正後の規程第8条第1項後段の規定の適用を受ける役員にあつては、退職し、又は死亡した日をいい、同月2日から同年9月30日までの間に新たに旧法人の役員となった後引き続いて同年10月1日以降に独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）の役員となった者にあつては、旧法人の役員となった日をいい、平成15年10月1日から同年11月30日までの間に新たに基金の役員となった者にあつては、基金の役員となった日をいう。以下「調整基準日」という。）において役員が受けるべき本給、特別調整手当及び通勤手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、調整基準日の属する月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において旧法人又は基金の役員として在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に旧法人の役員給与規程に基づき支給された特別手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成17年11月30日平成17年度規程第26号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する特別手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人国際交流基金役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第8条第2項の規定にかかわらず、改正後の規定に基づき算出した特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成17年6月1日に独立行政法人国際交流基金の役員（以下「役員」という。）であって、改正前の独立行政法人国際交流基金役員給与規程（以下、「改正前の規程」という。）に基づき同月に特別手当を支給された役員以外の役員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日（特別手当について改正後の規程第8条第1項の規定の適用を受ける役員にあつては、退職し、又は死亡した日をいい、同月2日から同年11月30日までの間に新たに役員となった者にあつては、役員となった日をいう。以下「調整基準日」という。）において役員が受けるべき本給及び特別調整手当（以下「本給等」という。）の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、調整基準日の属する月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間、本給等を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に改正前の規程に基づき支給された特別手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成18年10月1日平成18年度規程第19号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年12月1日平成18年度規程第24号）

(施行日)

- 1 この規程は、平成18年12月1日から施行する。

(独立行政法人国際交流基金役員退職手当規程の経過措置)

- 2 平成18年12月1日（以下「切替日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として切替日以降引き続き在職した後に退職した場合における独立行政法人国際交流基金役員退職手当規程（平成15年度規程第4号。以下「退職手当規程」という。）による退職手当の額は、退職手当規程第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 切替日前日における本給月額に、平成16年1月1日から切替日の前日までの在職期間1月につき12.5/100を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額
- (2) 退職の日における本給月額に、切替日から退職の日までの在職期間1月につき12.5/100を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額
- (3) 当該役員が平成16年1月1日の前日に現に在職し、同日における役職と同一の役職の役員として平成16年1月1日以降引き続き在職している場合、平成16年1月1日の前日における本給月額に、任命の日から平成16年1月1日の前日までの在職期間1月につき28/100を乗じて得た額

3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。

附 則（平成20年7月23日平成20年度規程第18号）

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日平成21年度規程第16号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日平成21年度規程第38号）

（施行日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国際交流基金役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第8条第2項の規定にかかわらず、改正後の規程に基づき算出した期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成21年6月1日に独立行政法人国際交流基金の役員（以下「役員」という。）であって、改正前の独立行政法人国際交流基金役員給与規程（以下、「改正前の規程」という。）に基づき同月に期末手当を支給された役員以外の役員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年11月30日までの間に新たに役員となった者）にあっては、役員となった日をいう。以下「調整基準日」という。）において役員が受けるべき本給及び特別調整手当（以下「本給等」という。）の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、調整基準日の属する月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間、本給等を

支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則 (平成22年5月31日平成22年度規程第12号)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日平成22年度規程第38号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国際交流基金役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第8条第2項の規定にかかわらず、改正後の規程に基づき算出した期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(平成22年6月1日に独立行政法人国際交流基金の役員(以下「役員」という。)であって、改正前の独立行政法人国際交流基金役員給与規程に基づき同月に期末手当を支給された役員以外の役員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年11月30日までの間に新たに役員となった者にあっては、役員となった日をいう。以下「調整基準日」という。)において役員が受けるべき本給及び特別調整手当(以下「本給等」という。)の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、調整基準日の属する月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間、本給等を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則 (平成24年4月2日平成24年度規程第1号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(給与の減額支給)

2 平成26年5月31日までの間、役員に対する次に掲げる給与の支給にあたっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給 当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (2) 特別調整手当 当該役員の本給月額に対する特別調整手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
- (3) 非常勤役員手当 当該役員の非常勤役員手当に100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額  
(端数計算)

3 前項の規定により給与の支給にあたって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成24年6月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国際交流基金役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第8条第2項の規定にかかわらず、改正後の規程に基づき算出した期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成23年6月1日に独立行政法人国際交流基金の役員（以下「役員」という。）であって、改正前の独立行政法人国際交流基金役員給与規程に基づき同月に期末手当を支給された役員以外の役員にあつては、第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年4月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、役員となった日をいう。以下「調整基準日」という。）において役員が受けるべき本給及び特別調整手当（以下「本給等」という。）の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（第5項において「附則第4項第1号基礎額」という。）に、調整基準日の属する月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間、本給等を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
- (3) 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて

得た額

(端数計算)

- 5 附則第4項第1号基礎額又は前項第2号及び第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成25年7月30日平成25年度規程第16号)

(施行日)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月16日平成27年度規程第7号)

(施行日)

この規程は、平成27年4月16日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月16日平成27年度規程第8号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成27年4月16日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金役員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 3 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引続き独立行政法人国際交流基金の役員として在職している者で、その者の受ける本給月額が切替日の前日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、その者の任期に係る末日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(平成28年3月31日までの間における特別調整手当に関する特例)

- 4 切替日から平成28年3月31日までの間における特別調整手当の支給に関する第4条の適用については、同条第2項中「100分の20」とあるのは、「100分の18.5」とする。

附 則 (平成27年7月15日平成27年度規程第21号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月8日平成27年度規程第63号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月8日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国

際交流基金役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規程による内払とみなす。

附 則（平成30年7月18日平成30年度規程第8号）

この規程は、平成30年7月18日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（令和5年12月13日令和5年度規程第23号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月13日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規程による内払とみなす。

附 則（令和7年1月30日令和6年度規程第13号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年1月30日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規程による内払とみなす。